

## 1 包括外部監査の対象

- 平成22年度 「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」  
平成24年度 「東日本大震災後における子育て・教育環境の整備事業について」  
平成25年度 「市の債権事務の執行について」  
平成26年度 「水道事業（簡易水道を含む。）、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について」  
平成27年度 「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」  
平成28年度 「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」

## 2 いわき市長から措置通知があった日

平成29年9月19日

## 3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 産業振興部商業労政課

(勤労者福祉サービスセンター)

| 監査の実施年度 (平成 27 年度) |   |  |   |
|--------------------|---|--|---|
| ○                  | 是正または改善を要する事項   | 措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)  | イ |
|                    | 意見または要望とする事項  | 措置した内容等  |   |
|                    | <p>(77 頁)</p> <p>2 財務事務の執行が適切に行われているか (日常の資金管理状況について) (未使用領収書)</p> <p>未使用領収書の発行者印が印刷済となっている。不正使用されないようにするための改善が必要である。</p> | <p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>窓口において、速やかに対応できるように、事前に領収証書に理事長印を押印していました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>管理者である事務局長、又は管理者から選任された取扱責任者が、その都度押印し、対応することとしました。</p> <p>今後においても、この取扱いを徹底することとします。</p> |   |

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室文化振興課  
(教育文化事業団)

| 監査の実施年度 (平成 27 年度) |   |   |   |
|--------------------|---|---|---|
| ○                  | 是正または改善を要する事項   | 措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)   | ア |
|                    | 意見または要望とする事項  | 措置した内容等   |   |
|                    | <p>(134頁)</p> <p>2 財務事務の執行が適切に行われているか<br/>(物品管理について)</p> <p>平成 7 年度購入のパソコン一式は所在不明となっている。</p> <p>引き続き現物確認調査を行い、実態を明らかにする必要がある。</p>   | <p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該パソコンにつきましては、平成26年 3 月に廃棄処分をおこなってございました。その際に固定資産の廃棄に係る事務手続きを失念しておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成28年度決算において会計処理を実施しました。</p> <p>今後は事務手続きに遺漏のないよう努めてまいります。</p>                             |   |
|                    | <p>(135頁)</p> <p>2 財務事務の執行が適切に行われているか<br/>(固定資産台帳の管理について)</p> <p>法人本部の固定資産台帳、備品台帳が更新されておらず、現在新規に作成されていない。定期的な現物照合も実施していない。</p> <p>会計規程第 36 条では、固定資産台帳の管理を規定しているが、現在の対応は規程に反しており問題である。</p> | <p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>固定資産取得等に係る事務の際、固定資産台帳記入に係る事務を失念しておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>当該固定資産台帳につきましては、平成28年度に更新を実施しました。</p> <p>現在は、固定資産の購入・除却・処分の都度台帳の更新をおこなっており、さらに定期的に現物調査を実施することで、固定資産の状況を常に明らかにしてまいります。</p> |   |

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 都市建設部都市計画課

(土地開発公社)

| 監査の実施年度 (平成 27 年度) |  |   |   |
|--------------------|--|---|---|
| ○                  | 是正または改善を要する事項  | 措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)   | イ |
|                    | 意見または要望とする事項   | 措置した内容等   |   |
|                    | <p>(144 頁)</p> <p>1 財務諸表の作成が適切に行われているか<br/>(重要な会計方針の注記について)</p> <p>過去から重要な会計方針が注記されていない。</p> <p>完成土地等、開発中土地等については、棚卸資産の評価基準及び評価方法、工具器具備品については、固定資産の減価償却方法について注記を記載する必要がある。</p> | <p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>「土地開発公社経理基準要綱」に重要な会計方針は注記しなければならないと定めるところであります。このことについて、決算書への注記を怠ったまま措置しておりました。財務諸表の適切な作成についての知識が不足していたことが原因であると考えております。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>完成土地等、開発中土地等の棚卸資産の評価基準及び評価方法について、決算書に注記を記載し、また、工具器具備品の減価償却方法についても、引き続き決算書への注記を怠らないよう努めて参ります。</p> <p>なお、再度、このようなことがないよう公社内での情報共有を徹底します。</p> |   |

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 都市建設部 公園緑地課  
(市公園緑地観光公社)

| 監査の実施年度 (平成 27 年度)  |   |
|---|---|
| 是正または改善を要する事項   | 検討内容等   |
| <p>(100 頁)</p> <p>2 財務事務の執行が適切に行われているか<br/>                     (賞与引当金について)</p> <p>賞与引当金は計上していない。</p> <p>支給対象期間が明確となっていることから、3月末の時点で未払いではあるものの、12月2日～3月31日までの勤務に対応して支払われる賞与については、3月末時点で既に発生していると考えられるため、賞与引当金の計上を検討する必要がある。</p> | <p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>賞与引当金は、翌期に支払う賞与に備えて、見積もり計上するための勘定科目であるため、市からの指定管理料によって運営している公社においては、年度毎に予算を計上していることから、賞与引当金はなじまないものと判断していたためであります。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>会計士と協議しましたが、賞与の支給対象期間は定めているものの、支給の有無及び額については、その都度理事長が決定することとなり、支給見込額を合理的に見積もることが困難であること、また、市からの指定管理業務以外の委託契約事業については、会計年度毎に清算する必要があり、一般財団法人の場合、税法上の費用と認められていない賞与引当金を計上した場合、余剰金とみなされること等について検討した結果、計上は困難と判断したものであります。</p> |

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 観光交流室観光交流課

(国際交流協会)

| 監査の実施年度 (平成 27 年度)   |   |                       |   |
|--|---|-----------------------|---|
|  | 是正または改善を要する事項   | 措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ) | ア |
| ○  | 意見または要望とする事項  | 措置した内容等               |   |
| <p>(35 頁)</p> <p>1 財務諸表の作成が適切に行われているか<br/>(国債の保有について) &lt;国債の保有&gt;</p> <p>国債の保有について、満期までに所有する意思が明確となっていないにも係らず、満期保有目的の債券に基づく会計方針が明示されている。</p> <p>満期まで所有する意思を明確にしておくべきである。</p> | <p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>国債の保有については、満期までに所有する明確な意思を明記することから、決算書の財務諸表に対する注記において、満期保有目的の債券と明記することにより、満期までに所有する意思が明確になっている認識を持っておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>上記の認識を持っておりましたが、これは満期保有目的の債券に基づく会計方針の明示であることから、平成 28 年度決算より、財務目録においても満期まで保有する債権であることを明記し、平成 29 年 3 月理事会にて満期までに所有する意思を明確にいたしました。</p> <p>今後は適切な処理を行うようにしていきたいと考えております。</p> |                       |   |
| <p>(37 頁)</p> <p>2 財務事務の執行が適切に行われているか<br/>(賞与引当金について)</p> <p>賞与引当金の計上を検討すべきである。</p> <p>期末日現在で、期末手当等の支給対象職員が、引き続き在職することを前提に、冬季支給日からの期間に応じて賞与引当金の計上を検討する必要がある。</p>               | <p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>担当者の認識誤りによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 29 年度予算より賞与引当金の計上を行いました。(平成 29 年 3 月理事会)</p> <p>今後は適切な会計処理を行うようにしていきたいと考えております。</p>   |                       |   |

| 監査の実施年度 (平成 27 年度) |   |  |   |
|--------------------|---|--|---|
|                    | 是正または改善を要する事項   | 措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)  | ア |
| ○                  | 意見または要望とする事項  | 措置した内容等  |   |
|                    | <p>(40 頁)</p> <p>3 経理管理が適切に行われているか<br/>(規程の不整合について)</p> <p>会計規程第 31 条において、庶務規程第 15 条を準用する旨が規定されているが、庶務規程の該当条数が不整合となっている。<br/>庶務規程の改定が必要である。</p> | <p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>平成 25 年度に財団法人から公益財団法人に移行し庶務規程を作成しましたが、詳細な確認が漏れていたことから条数に誤りがありました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>規程の改定については役員会での承認が必要であることから、今回の指摘以降の直近の定例役員会 (平成 29 年 3 月) において、規程改定を議案として提出し、承認を得た上で、庶務規程の条数の訂正を行いました。</p> <p>今後は適切に業務を行うようにしていきたいと考えております。</p> |   |

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部保健福祉課  
(社会福祉施設事業団)

| 監査の実施年度 (平成 27 年度)   |   |                       |   |
|--|---|-----------------------|---|
|  | 是正または改善を要する事項   | 措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ) | イ |
| ○  | 意見または要望とする事項  | 措置した内容等               |   |
| <p>(52 頁)</p> <p>1 財務諸表の作成が適切に行われているか<br/>(貸借対照表内訳表について)</p> <p style="padding-left: 20px;">法人内部の債権債務に該当する内部貸借取引の消去が行われていない。</p> <p style="padding-left: 20px;">貸借対照表内訳表に「内部取引消去」欄を設けるとともに、内部貸借取引管理用の勘定科目で管理する方法を検討すべきである。</p> | <p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>決算書において内部取引欄を設けていなかったため、内部取引の相殺消去の漏れが生じたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 28 年度以降の決算においては、内部取引欄を設けたうえで、内部取引を相殺消去することとしました。</p> <p>今後においても適切に対応したいと考えております。</p> |                       |   |

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部保健福祉課  
(社会福祉施設事業団)

| 監査の実施年度 (平成 27 年度)  |   |                       |   |
|---|---|-----------------------|---|
|   | 是正または改善を要する事項   | 措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ) | イ |
| ○   | 意見または要望とする事項  | 措置した内容等               |   |
| <p>(58頁)</p> <p>2 財務事務の執行が適切に行われているか<br/>(物品管理について)</p> <p>過去に取得した物品で現在の固定資産計上基準を超過している物件がある。</p> <p>① 現状の資産計上基準で固定資産に計上することが必要であるが、実情に合わない場合は、規程の改定が必要である。</p> <p>② 現在リース資産が増加していることから、リース資産台帳の作成も検討する必要がある。</p> | <p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>会計規定の周知不徹底により、事務処理の誤りが発生していました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>固定資産計上基準を超過した物件は、既に償却期間が終了しているものばかりであり、あらためて固定資産に計上することは適切でないことから、以降の同様の備品購入にあたっては、会計規定に則り適切に処理を行っております。</p> <p>また、会計上におけるリース物件の取り扱いについては、平成28年度に日本公認会計士協会のリース取引に関する会計基準の適用指針に基づいて処理を行いました。</p> <p>今後においても適切に処理を行ってまいります。</p> |                       |   |

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部保健福祉課  
(社会福祉施設事業団)

| 監査の実施年度 (平成 27 年度)  |   |                       |   |
|---|---|-----------------------|---|
|   | 是正または改善を要する事項   | 措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ) | ウ |
| ○   | 意見または要望とする事項  | 措置した内容等               |   |
| <p>(60 頁)</p> <p>2 財務事務の執行が適切に行われているか<br/>(その他の固定資産について)</p> <p>いわき市より無償譲受した資産について減価償却を実施していない。</p> <p>① 取得価額は、市の取得価額の 10%と<br/>していることから 10 万円を超えること、さらに、長期にわたり利用又は所有することから固定資産であり、減価償却が必要である。</p> <p>② 無償譲受の価格決定の経緯に関する資料が整理されていない。取得・除売却に係る資料は、適切に保管すべきである。</p> | <p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>会計規定の周知不徹底により、事務処理の誤りが発生していました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>当該資産 (車両) については、いずれも購入から年数が経過し、更新時期となっていたことから、平成 27・28 年度に除却しました。</p> <p>なお、今後同様の事例があった場合は、適切に対応するよう、事務局長より職員に周知しました。</p> |                       |   |

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 産業振興部商業労政課

(勤労者福祉サービスセンター)

| 監査の実施年度 (平成 27 年度)   |  |                       |   |
|--|--|-----------------------|---|
|  | 是正または改善を要する事項  | 措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ) | イ |
| ○  | 意見または要望とする事項   | 措置した内容等               |   |
| <p>(75 頁)</p> <p>1 財務諸表の作成が適切に行われているか<br/>(財務諸表に対する注記について)</p> <p style="padding-left: 20px;">満期保有目的債券の時価について、購入支出額を記載しているため、時価及び評価損益が正しく注記されていない。</p> <p style="padding-left: 20px;">時価情報を調査し、時価及び評価損益を適切に開示すべきである。</p><br><p>(附属明細書について)</p> <p style="padding-left: 20px;">附属明細書として「基本財産及び特定資産の明細」を掲記しているが、財務諸表に対する注記においても開示しており、重複している。</p> <p style="padding-left: 20px;">明瞭表示の観点から記載省略を検討すべきである。</p> | <p>[当該事項が発生した原因]</p> <p style="padding-left: 20px;">有価証券の時価について、定額法＝購入金額と誤認し、購入金額を記載していました。</p><br><p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p style="padding-left: 20px;">平成28年度決算書類作成時、銀行に「時価情報」の問合せを行い、時価を算出して記載し、また、評価損益についても、実態を反映した価格を記載しました。</p> <p style="padding-left: 20px;">今後も適切な事務処理に努めてまいります。</p><br><p>[当該事項が発生した原因]</p> <p style="padding-left: 20px;">附属の明細書については、別に記載があることから、「掲載を省略することが可能である」とされておりませんが、省略せずに掲載していました。</p><br><p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p style="padding-left: 20px;">平成28年度決算書類より、付属明細書の「1. 基本財産及び特定資産の明細」の記載を「財務諸表に対する注記の 4 に記載している。」と表記しました。</p> <p style="padding-left: 20px;">今後も適切な事務処理に努めてまいります。</p> |                       |   |

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 都市建設部公園緑地課

(公園緑地観光公社)

| 監査の実施年度 (平成 27 年度)   |  |                       |   |
|--|--|-----------------------|---|
|  | 是正または改善を要する事項  | 措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ) | イ |
| ○  | 意見または要望とする事項   | 措置した内容等               |   |
| <p>(98頁)</p> <p>2 財務事務の執行が適切に行われているか<br/>(固定資産の管理について)</p> <p>平新川駐車場として登載されている耐火金庫は、法人本部の事務室で資料保管金庫として設置されている。</p> <p>現在の保管場所である法人会計の固定資産として記載すべきである。</p>  | <p>〔当該事項が発生した原因〕</p> <p>指摘の耐火金庫は、帳簿価格が 1 円の物件であることから、会計上許容範囲と判断し、資産の所管替えをしていなかったためであります。</p> <p>〔措置した内容及び再発防止策〕</p> <p>平成28年度末をもって法人会計へ移管しました。</p> <p>今後、同様の事態が発生した際には、適切に対応してまいります。</p> |                       |   |
| <p>(100 頁)</p> <p>(販売品の棚卸について)</p> <p>さはこの湯の販売品については、売上数量の正確な確認ができていない。</p> <p>会計規程には、棚卸に関する事項の記載がなく、現地の判断に依存している状況である。</p> <p>規程を整備し、棚卸を実施する際には、棚卸確認表を作成し、在庫数を確認するとともに、払出数量を把握し、売上金額との照合をする必要がある。</p> | <p>〔当該事項が発生した原因〕</p> <p>会計規程に、棚卸に関する事項の記載がなかったためであります。</p> <p>〔措置した内容及び再発防止策〕</p> <p>棚卸確認表を整備し、売上数量の照合を実施いたしました。</p> <p>なお、会計規程については、平成 29 年 4 月 1 日付で改正し、棚卸について記載いたしました。</p>            |                       |   |

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室文化振興課

(教育文化事業団)

| 監査の実施年度 (平成 27 年度)  |  |  |   |
|---|--|--|---|
|   | 是正または改善を要する事項  | 措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)  | ア |
| ○   | 意見または要望とする事項   | 措置した内容等  |   |
| <p>(132頁)</p> <p>2 財務事務の執行が適切に行われているか<br/>(物品管理について)</p> <p>法人本部のカメラは、使用可・使用不可のものが混在している。</p> <p>使用可・使用不可を適切に区分し、使用不可のカメラは別保管し、修理あるいは処分を検討すべきである。</p> | <p>(137頁)</p> <p>3 経営管理が適切に行われているか<br/>(庶務規程について)</p> <p>いわき市といわき市教育文化事業団との覚書締結の際に、決裁者が同一人物のとき (いわき市教育文化事業団の理事長と、いわき市副市長) 双方に記名捺印する対応となっている。これは、自己契約になり望ましくない。</p> | <p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>故障して修理も出来ないカメラを、使用可能なカメラと同じ棚に保管しておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>当該カメラにつきましては、平成28年度に使用できるものとできないものとを分け、使用できないものは処分予定として場所を分けてまとめました。あわせて、固定資産台帳に、除却処分の記入をし、除却の会計処理をおこないません。</p> <p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>いわき市教育文化事業団理事長といわき市副市長が同一人物であったためであります。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>自己契約とならないよう、覚書の締結に替えて、いわき市から紹介状の送付を受け、事業団が決定することとしました。</p> |   |

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 保健福祉部保健福祉課

(社会福祉施設事業団)

| 監査の実施年度 (平成 27 年度)  |   |
|---|---|
| 意見または要望とする事項  | 検討内容等   |
| <p>(54頁)</p> <p>1 財務諸表の作成が適切に行われているか<br/>(貸借対照表内訳表について)</p> <p>当法人の会計は、公益目的事業会計、収益事業会計、法人会計に区分されている。</p> <p>法人会計の現金預金がマイナス表示となっているが、これは、法人会計に帰属する通帳がないがために計算仮想上としているものであり、実態は公益目的法人の通帳から支出されている。</p> <p>内部取引勘定（収益事業会計勘定、公益目的会計勘定）を設け、相殺欄で内部取引消去したうえで、預金残高を表示する対応が必要である。</p> | <p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>いわき市社会福祉施設事業団の会計区分のうち、法人会計については帰属する通帳がないことから、計算上発生しているものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>事務処理について再度検討しましたが、法人会計については、収益が無く、人件費等の支払いが発生するのみであることから、他会計からの振替を行っているところであり、このような現状を決算書上で表すうえでは、内部取引による相殺よりも、マイナス表記とするほうがよりわかりやすいものとなると考え、現行の処理を継続することとしました。</p> |
| <p>(59頁)</p> <p>2 財務事務の執行が適切に行われているか<br/>(賞与引当金について)</p> <p>賞与引当金は計上していない。</p> <p>期末日現在で、期末手当等の支給対象職員が、引き続き在職することを前提に、冬季支給日からの期間に応じて賞与引当金の計上を検討する必要がある。</p>   | <p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>賞与引当金を計上した場合、決算上の収支がマイナスとなり、年度決算に与える影響が大きいため、計上していなかったものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>事業団においては賞与の支給にあたり基準日時点での在籍が条件となっていますが、資格職を多数抱えるため職員の流動性が比較的高く、翌期の賞与を合理的に見込むことが困難であること等から、会計士と協議した結果、賞与引当金については計上しないこととしました。</p>                                    |

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 都市建設部公園緑地課

(公園緑地観光公社)

| 監査の実施年度 (平成 27 年度)  |  |
|---|--|
| 意見または要望とする事項  | 検討内容等  |
| <p>(99頁)</p> <p>2 財務事務の執行が適切に行われているか<br/>(駐車場回数券の売上について)</p> <p>回数券の売上について、平新川駐車場事業については、販売時に全額収益に計上されている。事業年度末に未使用の回数券による売上相当額が先行計上された状況となっている。</p> <p>年度末においては、先行売上計上とならないように調整する必要がある。</p> | <p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>回数券の販売金額と使用実績との差異が少額であることから、販売時に売上計上することとしていたためであります。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>事務処理について再度検討した結果、やはり回数券の販売金額と使用実績との差異が少額であることから、公益法人会計基準の重要性の原則を適用し、販売時に売上計上するものと判断し、現行の事務処理を継続することとしました。</p> |